# 広島県告示第七百十一号

要港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成二十一年十月一日か ら施行する。 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定によって、 特定重

課において縦覧に供する。 その関係図面 は、 広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び広島県広島港湾振興事務所

平成二十一年七月二十三日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 山

特定重要港湾広島港放置等禁止区域

## 的場川地区

区域の範囲

基点一から基点二五までの点を順次結んだ線及び基点二五と基点一を結んだ線によ

囲まれた区域

点の位置(基点の標示角度は真北による。

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点 「仁保島」 (北緯三四度二二

分〇一秒九七四八、 東経一三二度二九分二六秒三四四〇、 標高二二一・六

五メートル)

基点一 基準点から九四度五 七分四七秒二四六 八 ・五五メ ル の点

基点二 基点一から一三四度の方向五三メー ル の点

基点三 基点二から四六度の方向 七 メート ル の点

基点四 基点三から三四二度の方向二二メー トル の点

基点五 基点四 から三四九度の方向一三九 メー -トルの点

基点六 基点五から二六二度の方向ニメー 1 ル の点

基点七 基点六から三五〇度の方向五三メー トル の点

基点八 基点七から三四七度の方向五五メ トル の点

基点九 基点八から三二七度の方向一四メ の点

基点一一 基点一〇から二八三度の方向九メー トル -トルの点 の点

基点九から三四八度の方向二四メー

基点一〇

基点一二 基点一一から三五四度の方向一一メ  $\vdash$ -ルの点

基点一三 基点一二から二五度の方向一三メー ル の点

基点 四四 基点一三から三二五度の方向二八メ 1 -ルの点

基点 一 二 六 五 基点 一四から二三四度の方向九メー ル

基点 基点 一五から三二〇度の方向四〇メ  $\vdash$ -ルの点

基点 七 基点 から四九 茂の方 7向八メ

基点 一七から三一九度 の方向七二メ の点

基点一八から三二三度の方向三三メ

基点一九から二二五度の方向三〇メ ル の点

基点二一 基点二〇から一四七度の方向二三メ ル の点

基点二二 基点二一 から一五四度の方向一八メ ル の点

基点二三 基点: 一一から一 七九度の方向五メー ル の点

基点二四 基点二五 基点二四から 基点二三から一 四五度の方向九八メ 四〇度の方向六一メ -ルの点

 $\vdash$ 

## 向洋沖地区

(-)

区域の範囲

基点一から基点八までの点を順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線により

## まれた区域

## 点の位置 (基点の標示角度は真北による。

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点 「仁保島」 (北緯三四度三二

分〇一秒九七四八、 東経一三二度二九分二六秒三四四〇、 標高二二一・六

### 五メートル

基点 基準点から一四三度三四分三七秒一五 七六・ 七 o メ ル の点

基点二 基点一から一八○度の方向五○メ の点

基点三 基点二から九○度の方向五○五メ ル の点

基点四 基点三から五九度の方向三〇一メ トル の点

基点五 基点四 から一五度の方向二五八メ ル の点

基点六 基点五 から二八五度の方向五〇メ ル の点

基点七 基点六から一九五度の方向二三八メー -トルの点

基点八 基点七 から二三九度の方向二六七 メー トル の点

#### 3 海田ふ頭 地区

### $\left( \longrightarrow \right)$ 区域の範囲

基点一から基点六までの点を順次結ん だ線及び 基点六と基点一を結んだ線により

### まれた区域

## 点の位置 (基点の標示角度は真北による。

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点 「仁保島 (北緯三四度二二

分〇一秒九七四八、 東経一三二度二九分二六秒三四四〇、 標高二二一・六

#### 五メー トル

基点一 基準点から一三四度○七分○一秒二三一○・五四 メ ル 0

基点二 基点一から五九度の方向一四〇二メー トル の点

基点三 基点二から九六度の方向二〇六メー ŀ ル の点

基点四 基点三から三三二度の方向五九メート ル の点

基点五 基点四から二七六度の方向一九〇 ヌー ル の点

基点六 基点五から二三九度の方向一四一九メートルの点

4 坂平成ヶ浜地区 (その二)

## → 区域の範囲

まれた区域 基点一から基点六までの点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線により囲

□ 点の位置(基点の標示角度は真北による。)

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」 (北緯三四度二二

分○一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四○、 標高二二一・六

五メートル)

基点 基準点から一四三度一四分四九秒三一〇五・ ○九メ -ルの点

基点二 基点一から五八度の方向五〇メートルの点

基点三 基点二から三二八度の方向五七三メートルの点

基点五 基点四から一九三度の方向六〇メートルの点基点四 基点三から二六七度の方向一九〇メートルの点

基点六 基点五から八四度の方向一七八メートルの点

特定重要港湾広島港放置等禁止物件

船舶